

1. 下水道事業の現状

名寄市の下水道事業は、名寄処理区と風連処理区に分かれており、名寄処理区では昭和 46 年より建設を開始し、昭和 55 年から供用開始、風連処理区では平成 5 年より建設開始、平成 9 年から供用開始されました。現在は 2 つの処理区ともに区域の拡大を終えたことから、下水道事業の役割は下水道の普及から下水道施設の維持管理や改築更新といった持続可能な下水道事業の運営を行うことに変わりつつあります。

下水道事業のうち汚水事業の目的は、生活排水や工場等の排水などの汚水を浄化して下流域を含めた水環境を守ることです。また、雨水事業は近年の集中豪雨等による浸水被害の軽減を図る大きな役割を担っています。

下水道の施設は、市民のライフラインとして生活に欠かせない恒久的な財産です。この施設を適正に維持管理し永続的に運営するためには、経営状況を的確に把握し、限られた財源をより有効に活用することが必要です。

2. 地方公営企業

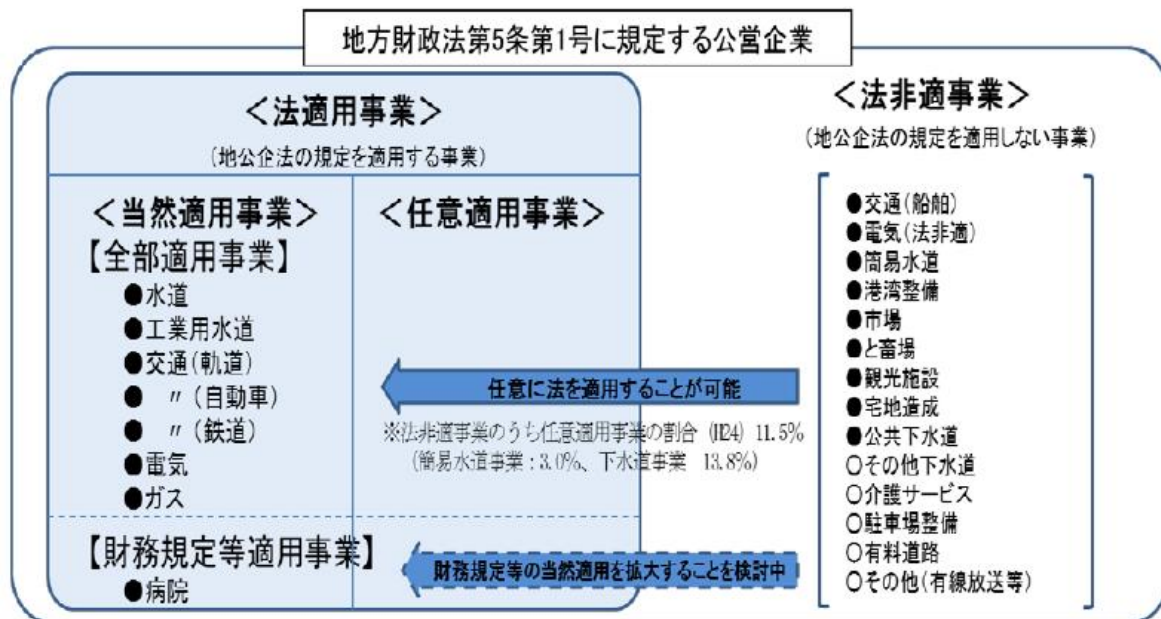
公営企業とは、水の供給や公共交通の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行うために地方公共団体が経営する企業です。

地方公営企業とは、地方公営企業法を適用した公営企業で、企業の経済性を発揮するため官庁会計方式（単式簿記）ではなく、企業会計方式となっています。

3. 地方公営企業法の適用

地方公営企業法では、地方公営企業の経営の基本原則を「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」としており、経済性を発揮しながら公共性を保つことを目的としています。

本市には地方公営企業法を適用しなければならない公営企業として、法の全部を適用しなければならない水道事業や、法の一部（複式簿記部分）を適用しなければならない病院事業（現在は条例による全部適用）があり、下水道事業及び個別排水事業については、地方公営企業法を適用するかどうかは各事業体の判断に委ねられており、平成 28 年度に策定した法適用に係る基本方針の中で 2 つの事業に法を全部適用することとしました。



※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業

4. 地方公営企業の特徴

本市下水道事業が現在採用している「官庁会計方式」は市の一般会計と同じ経理方式です。官庁会計方式では、議決された予算の執行状況の報告に重点を置いており、現金収支に対応して処理を行う「単式簿記」となっています。

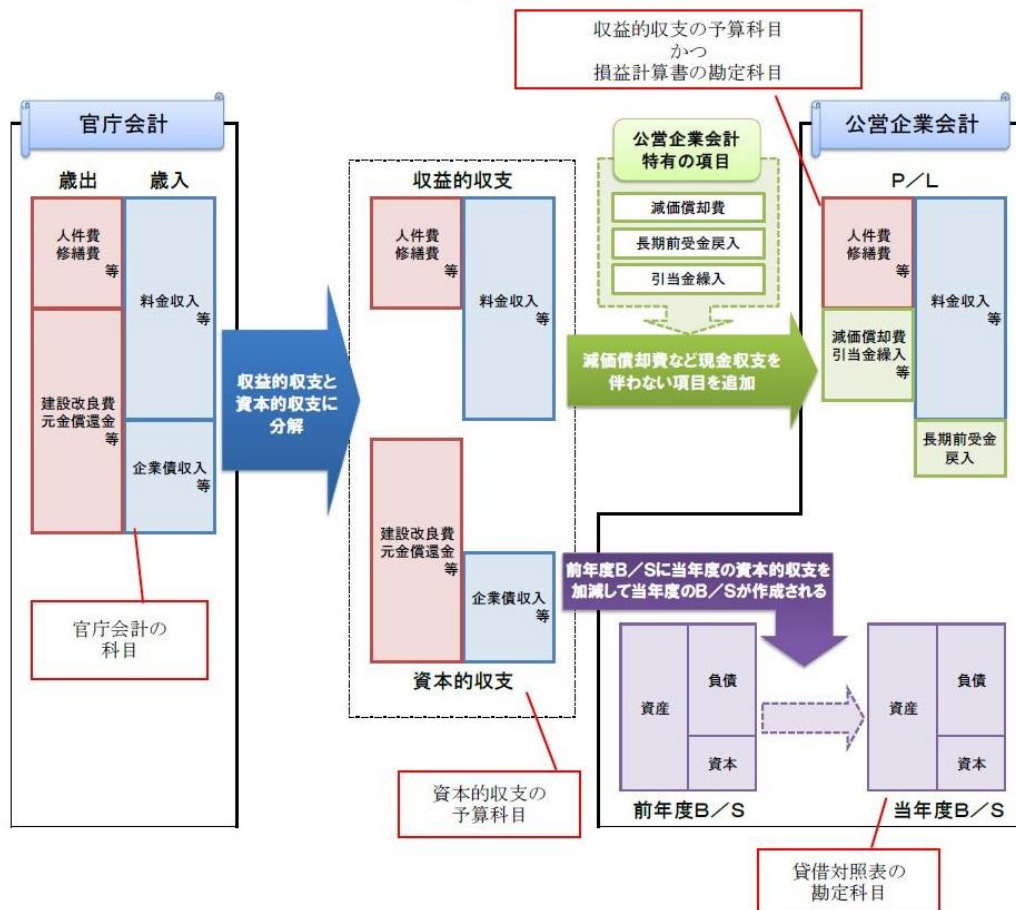
一方、企業会計方式では、現金の収支のほか、現金以外の収益・費用、資産・負債等の増減をも同時に管理できる「複式簿記」となっています。

企業会計方式のメリットとして、管理運営にかかる取引（維持管理費や下水道使用料収入などの損益取引）と建設改良等にかかる取引（建設費や企業債収入などの資本取引）を明確に分析ができ、一定期間の経営成績を表す「損益計算書」と一定時点の財政状態を表す「貸借対照表」などの財務諸表の作成が可能になり、経営状況が見える化され、能動的・機動的な経営ができるようになります。

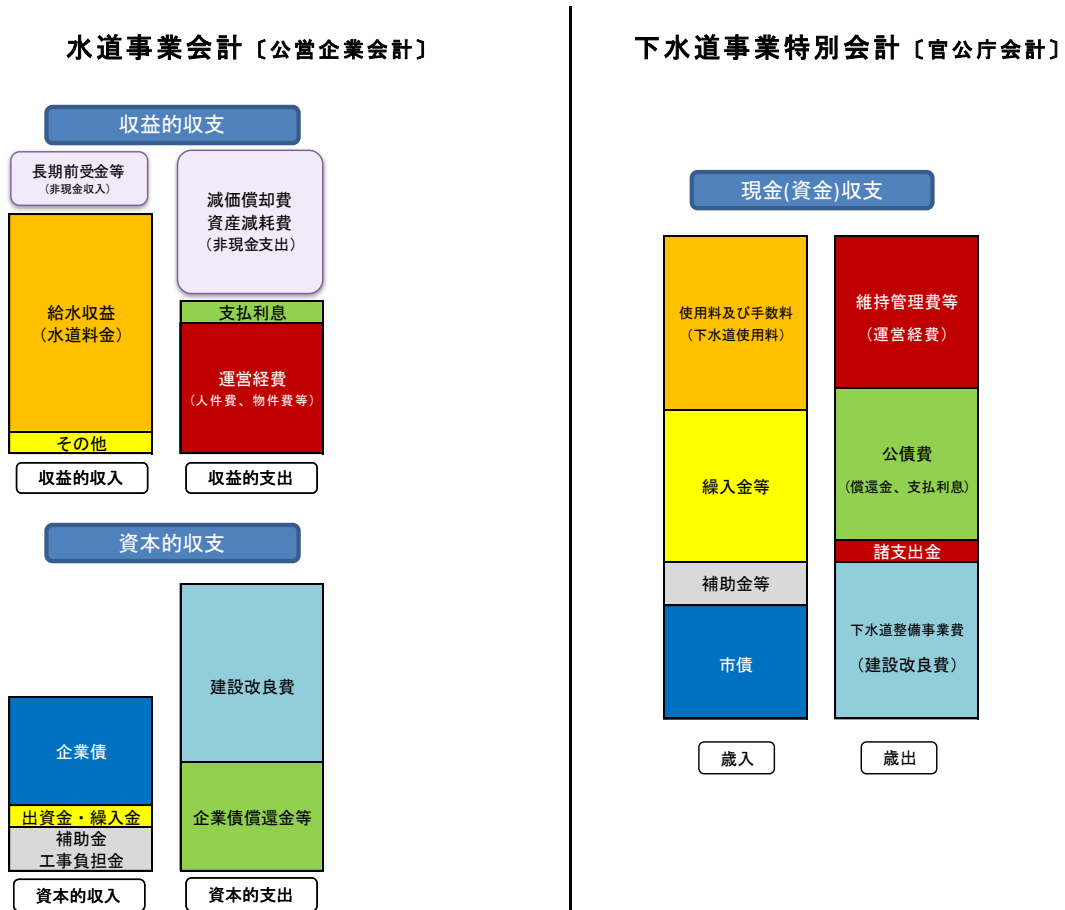
これにより、経営状況が明確になり、総合的な事業評価を行うことができるとともに、期間損益計算により使用料の対象原価が明確になるため、今まで以上に適切な下水道使用料の算定が可能となります。既に、水道事業会計で実施しており、下水道事業も同様の取り扱いとなります。

- (1) 経営状況の明確化による説明責任の向上
 管理運営に係る収支（損益取引）と建設改良等に係る収支（資本取引）が区分されるので、経営状況を明確に把握することができます。
- (2) 期間損益計算による使用料原価の明確化
 減価償却費の計上によりトータルコストが明確となり、使用料対象原価が明確に算定されます。
- (3) 公営企業会計導入による早期の自己検証が可能
 資産の状況とその資金回収の状況等が明確になることから、中長期的な視野に立ったコスト分析ができ、計画的な維持管理や改築更新が可能となります。

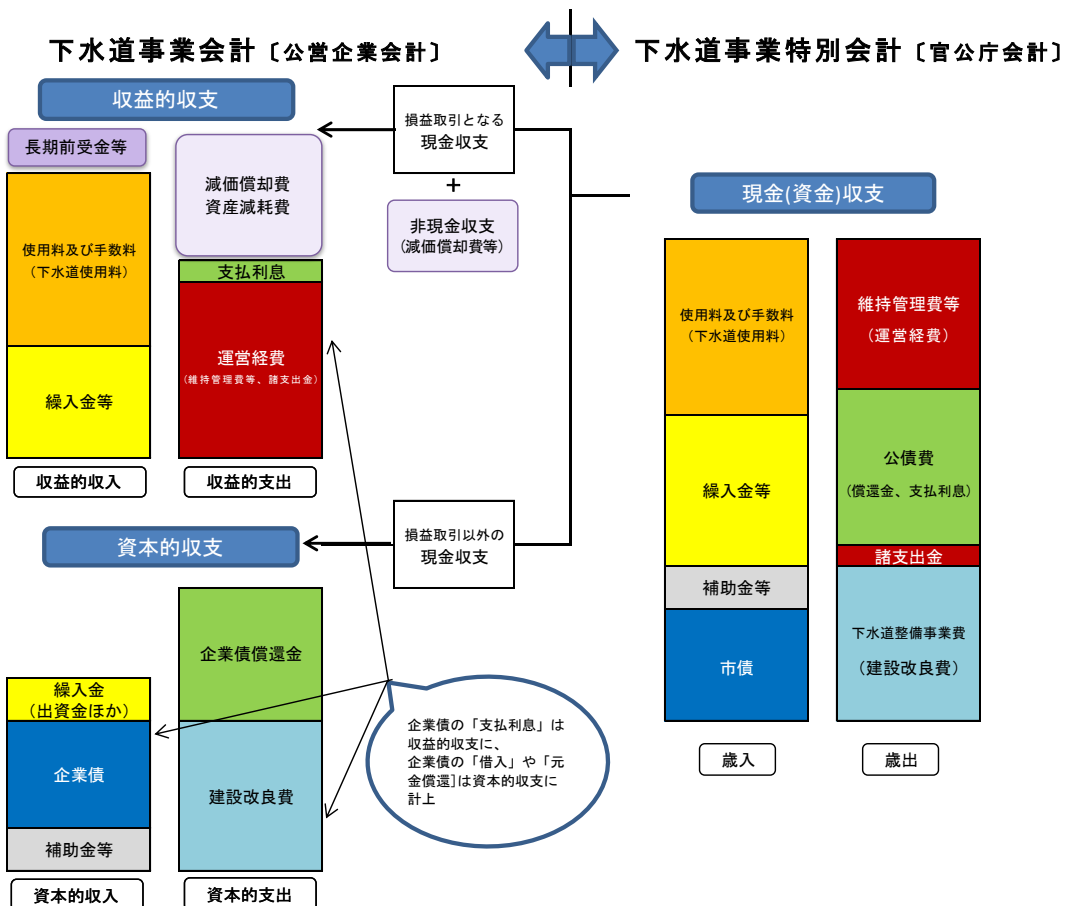
＜官庁会計から公営企業会計の科目修正イメージ＞



現在の水道事業会計と下水道事業特別会計の対比



下水道事業会計と下水道事業特別会計の対比



5. 地方公営企業法適用にかかる主な取り組み

平成 28 年度の取り組みとして、法適用に伴う課題を整理し、対象となる事業や法適用の範囲、適用事務の全体像の把握、個別の事務の進め方等について検討を行い、円滑に法適化が進むよう基本方針を策定しました。概要として、法の適用範囲については、上水道と下水道が上下水道室として組織統合されており、水道事業と並んで管理者を設置しない全部適用、対象事業については、総務省から要請のあった下水道事業（公共下水道）だけでなく、今後要請される事業が増えることを想定し、個別排水事業も対象とすることとしました。

平成 29 年度は、これまでに整備した固定資産の調査と整理、法適用のための事務の洗い出しを行いました。

平成 30 年度は、前年度から引き続いて固定資産の調査と整理と法適用にかかわって改正しなければならない条例等の整理を行ったほか、複式簿記に対応した会計システムの構築準備を行いました。

現在は、平成 30 年度に引き続いて、固定資産の調査と整理と法適用にかかわる事務を行うと同時に、複式簿記に対応した会計システムの構築を行い、令和 2 年度からの移行がスムーズにいくよう事務を行っています。

